

「普天間」問題をめぐる思想の葛藤

——「県外」と「国外」のあいだ——

小屋敷 琢己

はじめに

この九月で一九九六年の県民投票からちょうど二〇年になる。前年の少女暴行事件から、大田昌秀知事による基地使用契約の代理署名拒否に端を発する「異議申し立て」の潮流がピークに達した時に実施された。しかし、現在このことは沖縄においてもそれほど大きく話題になってはいえないし、日本本土においてはなおさらだろう。人が生まれて成人になるほどの期間が過ぎたにもかかわらず、依然として基地問題の解決はおろか、「整理縮小」でさえほとんど進展していないのが現状だ。

九月一六日、翁長知事による名護市辺野古の埋め立て承認「取り消し」をめぐる「不作為の違法確認」訴訟の判決が、福岡高裁（那覇支部）で言い渡された。判決によれば、翁長知事による埋め立て承認の「取り消し」は「違法」と断定され、国の主張を認める内容となった。これを受けて、翁長知事は、一〇月三日に最高裁へ上告した。二〇一三年一月に埋め立ての承認をおこなったのは、仲井眞前知事であるが、この「県上告理由書」によれば、「そもそも、本件埋立承認を行った仲井眞前知事自身、前記選挙において、『日米合意の見直しと普天間基地の県外移設の実現』を強く求めることを公約として掲げ再選されていた」（『琉球新報』二〇一六年一〇月四日付）。それゆえ「承認が県民の意思に反し、県外移設実現を強く求めるとしていた前知事への県民の期待を裏切るものであることが示された」と断じている。

仲井眞前知事は、二〇〇六年に知事に当選した際は、条件付きの辺野古移設「容認」であったにもかかわらず、二期目の二〇一〇年に「県外移設」を公約に掲げたのは、当時の選対本部長でもあった、翁長那覇市長の影響といわれている³。それゆえ、この上告書で埋立「承認」が「県外移設」公約の裏切りであるという断罪は、翁長知事にとって実感の伴った主張といえるだろう。

二〇一四年の知事選では、三選を目指す仲井眞前知事にたいして、「普天間基地の県外・国外移設」⁴を公約に掲げて争点化し、一〇万票以上の差をつけて翁長知事が当選した。

*1 宮城大蔵・渡辺豪『普天間・辺野古 歪められた二〇年』集英社新書、二〇一六年、一五七頁。

*2 翁長雄志『戦う民意』角川書店、二〇一五年、四頁。

翁長知事からすると、二〇一〇年の知事選に続いて二〇一四年の選挙でも「県外移設」という民意が示されたとなるのだろうが、二〇一〇年六月に「普天間」問題の「頓挫」で辞任した鳩山首相によって「最低でも県外」という公約が反故にされた後⁵⁾、一月に仲井眞前知事が当選したことの意味を考えてみる必要があるだろう。また、仲井眞前知事が二〇一三年一二月にその公約を破って「埋立承認」を表明したのに先だって、一月に沖縄選出の自民党国会議員五名が、当時の石破茂幹事長に引き連れられて会見をおこない、「県外移設」の公約を一方的に破棄して、辺野古への移設を「容認」という暴挙に出たことを、どのように評価するか、という問題も絡んでくる。

「県外移設」をめぐるのは、近年では、むしろ日本本土の側から「基地引き取り」論も現れている。本稿では、「国外」と「県外」のあいだにある違いや、その主張の背景を踏まえて、沖縄の問題をどのように自らの問題と受け止め、解決を目指すべきなのかを考察するための一助としたい。

一 「オール沖縄」の形成と「県外移設」論

「オール沖縄」と「建白書」

二〇一五年、安倍内閣による安保法制関連法案の強行採決にたいして、それに反対するという一点で共闘する、いわゆる「野党共闘」の先行するモデルとなったのが、「オール沖縄」という運動だといわれてもいる。だが、「オール沖縄」がなにを一致点として共闘が成立しているのか案外と明確には知られていないと感じる。

例えば、昨年刊行された櫻澤誠『沖縄現代史』（中公新書）は、副題に「米国統治、本土復帰から『オール沖縄』まで」とされているように、一九四五年から二〇一五年までの戦後七〇年を扱っているが、二〇一四年の知事選について次のように記述する。

「翁長は、『イデオロギーよりアイデンティティ』を謳い、『オール沖縄』による13年1月の普天間県外移設を要求した『建白書』の実現を主張した」⁶⁾。ここで出てくる「建白書」については、「13年1月27日、『オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会』実行委員会主催の『NO OSPREY東京集会』が開催され、4000名（主催者発表）が参加し、集会後にはパレードが行われた。沖縄県内からは38市町村長と41市町村議会議長（代理含む）、3市町長は公務などで欠席）や29県議など総勢約140名の要請団が上京。県関係国会議員7名も参加した。

翌28日には、実行委員会共同代表の翁長那覇市長らが安倍首相と首相官邸で面談し、県民大会実行委員会、県議会、県市町村関係4団体、全41市町村長・議会の連名で、オスプレイ配備反対、普天間飛行場県外移設を記した『建白書』を手渡す⁷⁾とある。

しかし、これは正確な説明とはいえない。なぜなら、この二〇一三年一月二八日付「建

*3 毎日新聞政治部『琉球の星条旗』講談社、二〇一〇年、二九四頁。

*4 櫻澤『沖縄現代史』中公新書、二〇一五年、三二八頁。

*5 同前、三一一～三二二頁。

白書」には、「県外移設」という文言は含まれていないからある。「建白書」は、その要求項目はシンプルで、次の二点だけを記している。

「1. オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年7月までに配備されるとしている12機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸機C V 22オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。

2. 米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」である。

ここで重要なのは「県内移設を断念すること」と書かれており、決して「県外移設」を「要求した」り「記した」わけではない、ということである。つまり、「県内移設の断念」はただちに「県外移設」となるわけではなく、「国外移設」も含まれるからなのである。逆にいうと、この「建白書」に「県外移設の要求」が書かれていないのは、「国外移設」や「即時閉鎖・撤去」といったさまざまな意見があることが配慮されており、「オール沖縄」を結集するための最大公約数的なスローガンとして、「オスプレイの配備に反対すること」と「県内移設を断念すること」が掲げられているのである。

二〇一二年六月の県議会選挙を念頭に書かれた、『沖縄タイムス』の「県外求め全会一致 野党多数で／県議会の4年を振り返る」(二〇一二年五月六日付)という記事がある。

「2009年夏の民主党政権の誕生が、翌10年2月に全会一致で『県外・国外移設』を議決するきっかけになった。『最低でも県外』を掲げた鳩山由紀夫元首相が県民の期待感を高め、自公政権時代に名護市辺野古移設を条件付きで容認していた自民党県連も、県民世論に配慮して『県外』に転換。この結果、県議会の全会派が結束した。2ヶ月後には、超党派の『4・25県民大会』が開催され、『オール沖縄』の流れを確立した」。

ここで「オール沖縄」の流れが確立したのは、「県議会の全会派が結束」したことを受けている。つまり、県民大会や県議会などで、保守から革新というだけでなく、「全会派」が合流した運動を評価して「オール沖縄」とされているのである。二〇一〇年にこの流れが「確立した」として、二〇一三年の「建白書」においても、「全会派」が掲げる最大公約数として「県内移設断念」が位置づけられたとみられる。

確かに、現在の翁長知事が「イデオロギーではなくアイデンティティ」だという時、保守と革新の違いを超えて結集する理念として「オール沖縄」を掲げていると思われる側面もあるが、その一方で、「オール沖縄」という運動には、政府与党が進める辺野古移設を推進・「容認」する勢力は排除されているとも考えられる。つまり、保守も革新も乗り越えて「辺野古移設断念」という一点で結びつきつつ、その反面、この一点に同意できない者とは、厳しく対決するという構図となる。

逆に背景を説明するなら、保守も革新も超えた「全会派」が結集するという「オール沖縄」の理念は、ある時点から、現実的に不可能となったのであった。それは、二〇一四年一月の名護市長選で、辺野古移設推進を掲げて自民党に推薦された候補者を破って、辺野古移設反対の稲嶺進・現名護市長が当選したことによって顕在化した。この選挙で「オール沖縄」が推す候補が勝利したことによって、これ以後の県内選挙では「オール沖縄」が対決軸を鮮明にして現れた結果、「オール沖縄」という概念が、変容したと考えられる。

例えば、沖縄在住の作家・仲村清司はこういう。「ようするに『最低限県外移設』で保

革を超えて、超党派で結集するのがオール沖縄です」と。関西で生まれ育ったとはいえ、両親とも沖縄出身で、自身も二〇年近く沖縄に住み、たくさん沖縄関連本を著している人なので、このように認識していることは、一般の沖縄県民が近い認識を持っていると考えてもそれほど間違っていないだろう。

しかしながら、「最低限県外移設」で結束するのが「オール沖縄」であるという理解は、実は正確ではない、という点が重要である。あくまでも、「オール沖縄」の基礎になった「建白書」は、「県内移設断念」であって、「県外移設要求」だけではないのだ。そこには、「県外移設」を求めなのか、「国外移設」を要求するのか、という決定的に異なる戦略的相違をあえて問わない配慮のために、「県内移設断念」で止めているのである。すなわち「県外移設」か「国外移設」かという対立を曖昧なままにして結束のために集約したのが、「県内移設断念」という表現なのである。

「オール沖縄」の変容

この、「オール沖縄」の結集軸が明確に変化した名護市長選に先だって、決定的な現実の変化が生じていた。すなわち「県外移設」を公約に掲げて当選した自民党国会議員五名が、党本部の圧力を受けて、辺野古移設「容認」を表明したことである。

『琉球新報』は「2013年11月25日、東京都内の自民党本部。米軍普天間飛行場の移設問題をめぐり同党の石破茂幹事長と県選出・出身の同党国会議員5人が会談し、名護市辺野古移設を容認する方針で一致、会見を開いて表明した。国会議員を屈服させた政府・自民党の対応は、『現代の琉球処分』とも称される。

この年1月、県議会議長、県内41全市町村長・議長が署名し、安倍晋三首相に『県内移設断念』『オスプレイ撤去』を求める『建白書』を手渡していた。5議員の辺野古容認への転換は、この『オール沖縄』の要求を裏切るものだった」（二〇一四年二月二三日）と約一年後に回顧的に書いている。この会見を報じた時の記事では、日本近代政治思想史研究の比屋根照夫・琉球大名誉教授のコメントが載っている。「中央の権力に屈し、政治家の生命線である公約を撤回したのであれば、復帰後の沖縄政治上最大の汚点だ」「自民県連も『辺野古回帰』へ進む可能性もある。この事態は県民にとって屈辱であり痛恨の極み。〔仲井眞〕知事の決断の時も迫っていると同時に、オール沖縄の存亡がかかる重大な時期を迎えた」（二〇一三年一月二六日付）。

この比屋根の予言のとおり、一月二七日に自民党沖縄県連が「辺野古移設容認」に方針決定し、一月四日には普天間基地の所在する宜野湾市長の佐喜眞淳が辺野古移設を事実上「容認」を表明し、さらに決定的なこととして、一月二七日に仲井眞知事が辺野古沿岸部の埋立の「承認」を決断した。「オール沖縄の存亡がかかる重大な時期を迎え」、「オール沖縄」を掲げる結集軸に集まる勢力と、それにたいして移設の「容認」を推進する勢力へと明確に対立が鮮明化したのであった。それゆえ、これ以後は、「オール沖縄」が「県内移設断念」の旗幟となり、「容認」派という部分を排除・敵対しながら、事実上「オール」ではなくなったのである。つまり、「オール沖縄」という概念の適応される外延が

9* 仲村清司・宮台真司『これが沖縄の生きる道』亜紀書房、二〇一四年、二八八頁。

変化したことによって、その内包も実は変化したと見るべきではなからうか。

前掲の『沖縄タイムス』記事（二〇一二年五月六日付）によれば、「オール沖縄」の流れが確立したのは、むしろ当時の鳩山首相が「県外移設」を断念し、辺野古案へ回帰した二〇一〇年としている。県内紙の『沖縄タイムス』と『琉球新報』に、二〇一〇年から二〇一四年まで、「オール沖縄」という文言が記事に現れる回数を検索すると次のような結果となった。

【図表1】県内新聞記事に現れた「オール沖縄」の記事数

	年	
『琉球新報』	『沖縄タイムス』	
21	28	2010
26	53	2011
57	90	2012
117	131	2013
284	311	2014

「オール沖縄」が確立したとされる二〇一〇年は、それぞれ記事数が二八と二二なので、それほど多くはないし、なかには政治的な問題と関係ない使用例も見られる。徐々に増えているのは確認できるが、やはり画期的に増えたのは、二〇一三年であろう。まず二〇一三年七月の参院選で糸数慶子議員は「オール沖縄」候補として当選した。そして、県知事選を迎える二〇一四年には飛躍的に増えたことが明瞭に分かる。二〇一四年は、一月の名護市長選に始まり、一月に知事選があり、一月には衆議院選がおこなわれ、四つの小選挙区ですべて「オール沖縄」候補が勝利する。さらに二〇一六年一月に宜野湾市長選があり、七月には参議院選挙でそれぞれ「オール沖縄」で候補を立てた。六月の県議会議員選挙も「オール沖縄」を掲げる候補と、そうではない候補に分かれて政策を訴えるという現象となった。

こうして、「県外移設」という公約を反故にし、辺野古移設を「容認」という、「オール沖縄」への裏切りを糾弾し、辺野古移設に賛成・推進する勢力と対抗して、「県内移設反対」という消極的な表現よりも、より積極的な「県外移設」もしくは「県外・国外移設」という表現と結びつくようになっていったと考えられる。例えば、二〇一六年の宜野湾市長選で「オール沖縄」の側にたった候補は、普天間基地の「県外移設」という公約を掲げず、「無条件返還」というスローガンを掲げて、現職に敗北した。このことが「オール沖縄」の一部で問題となり、「県外移設」を積極的に訴えなかったから負けたのだとす

る評価を生んだといわれる（『沖縄タイムス』二〇一六年三月三日付）。しかし、「オール沖縄」候補が負けたとはいえ、出口調査によれば、普天間基地の辺野古移設には、投票した三三％が賛成し、五六％が反対とした。理由としても、「無条件に返還・撤去すべき」が最多で、四七・四％、「県外か国外への移設」は二六・五％であった。

二〇一六年七月の参院選では、「オール沖縄」の候補として、伊波洋一・元宜野湾市長が立候補し、現職大臣（沖縄・北方相）の対立候補を破って初当選した。その際の政策は、普天間問題に関しては、「建白書」のとおり、オスプレイ撤去とともに、普天間基地の「閉鎖・撤去」及び「辺野古移設断念」であった。すなわち「県外移設」という文言ではなかったのである。

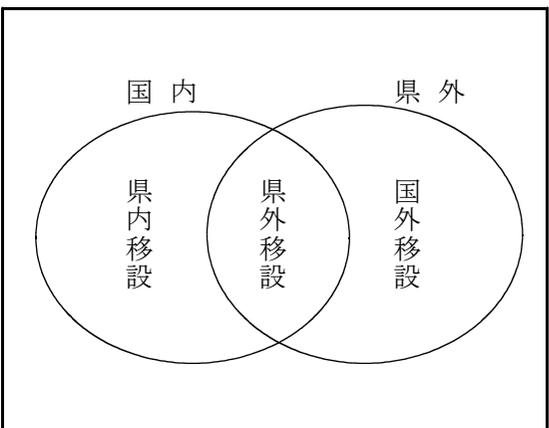
二 「県外移設」をめぐる混迷・挫折・高揚

「県外」と「国外」の同一性と差異

「県外移設」というテーゼが広く注目され、たんなる政策提言というよりも、かなり現実味を帯びた公約として受け止められたのは、「最低でも県外」と主張した民主党・鳩山政権（二〇〇九年九月～一〇年六月）に大きな要因があるだろう。「最低でも」というニュアンスは、「できれば国外へ、最低でも県外」という含意を示している。しかも「県外」よりも「国外」の方がハードルが高いのだから、「最低でも県外」という意味となる。それゆえ「最低でも県外」というテーゼは、「県外」と「国外」の違いを曖昧にする意味とともに「国外」よりも「県外」の方が困難性が低いという判断が入り込んでいる。つまり「国外」も「県内」ではない限りで「県外」であるには違いなく、それゆえ同じ主張のように見えながら、「国外」よりも「県外」の方が実現可能性が高いという判断なのである。

*記事は「伊波氏擁立先送り 参院選 一部に再考論浮上」と題して次のように記述する。「翁長雄志県政の与党的立場の県内政党などでつくる参院選沖縄選挙区の候補者選考委員会……は、2日、那覇市内で会合を開いた。昨年9月に擁立を決定した元宜野湾市長の伊波洋一氏（64）で7月予定の参院選に挑むかを協議。……再考するかどうかは決まっていないものの、2014年の知事選で名護市辺野古の新基地建設に反対する翁長雄志県政を誕生させた『オール沖縄』が参院選で結束できるかが試されている。……市長選で『オール沖縄』が14年の知事選以来初めて敗北したことで、与党の一部や経済界から伊波氏への不満が表面化し、選考委が2月に開かれた格好だ。与党幹部は再考論が浮上した不満の背景について、経済界などは伊波氏の選対運営の手腕だけでなく、政治姿勢を疑問視していると指摘。伊波氏が選対本部長代行を務めた宜野湾市長選の候補者が普天間問題をめぐり、当初の県外移設から無条件返還となったとし『後半で革新色が強まった。そうしたことを踏まえ、伊波氏が保守・革新を超える『オール沖縄』と相いれないのではないか、という不安につながっている』と解説する」（傍点は引用者）。

【図表2】



ここで、「国外」「県外」「県内」の移設論を整理しておくと、【図表2】のように、「県外」は「国外」とともに、一つに括られる共通項が、「県外」つまり「県内」ではないという意味をもち、反対に、これはしばしば明確に意識されていない点であるが、「県内」と「県外」というくくりの共通項は、「国外」ではない、つまり「国内」であるということなのだ。例えば、二〇一五年四月に翁長知事が就任して初めて安倍首相と会談した際、冒頭の発言でこう言及した。「沖縄にある米軍基地や米国政府の責任者から、辺野古の問題は日本の国内問題だとよく言われる」（『琉球新報』二〇一五年四月一八日付）と[※]。つまり、国外から見ると、特にアメリカからすれば、「県外移設」という主張は、もっぱら日本「国内」での調整課題としか映らず、それは国内問題なのだから、日本のなかで解決してもらいたいし、それが沖縄「県外」だろうが「県内」だろうが同じなのである。だから、「県外移設」という時、「国外」のニュアンスを含めつつも、実際には「国内」の「県外」であるとするならば、アメリカからすれば、それは日本国内で調整すべきで、アメリカが基地を日本「国内」に移設することに変わりはないと反論されることになる。このことはあまり議論されていないのであるが、「県外移設」という時、そこには、「国外」移設と「国内」移設の主張がない交ぜになっており、国際的に見るならば曖昧な主張と取ら

[※] 政府と沖縄県による辺野古移設計画に関する集中協議の「最終協議」でも、翁長知事は同様の発言を繰り返している。

「総理には日本を取り戻す、というようなことがあるが、私たちは今日まで、米国に何回となく、私以外の者も含めたら何百回も、ホワイトハウスだったりペンタゴンだったり、各位の知識人だったり、上院議員、下院議員だったり、沖縄の問題を訴えに行った。何も私が初めて行ったわけではない。その時に向こうはよく耳を貸してくれるけれども、最後に言われるのはこれは日本国の国内問題だから、日本の政府に言いなさいというのが最後に必ずくる」（『琉球新報』二〇一五年九月八日付）。

れかねず、逆にいえば、そうした矛盾した思惑が入り込む余地を残す主張となっているのだ。

鳩山政権は、普天間問題の解決期限を二〇一〇年五月末とنانの根拠も示さず設定し、結局「最低でも県外」という公約を断念し、最後の「腹案」であった徳之島移設案も頓挫した上で、抑止力論を改めて持ち出して辺野古移設へと回帰することで、連立与党から社民党が離脱し、政権としても崩壊することになった。引き継いだ菅直人内閣は、抑止力論を前提に辺野古移設の政策をなんの疑念も抱かず継承した。

だが、沖縄においては政権発足前の国政選挙で、普天間基地の「県外移設」ということが重要な公約と表明されたと受け止められたが、民主党のマニフェストや政権発足時の政策でも、ほとんど強調されてはいなかった。少なくとも政権の命取りになる重要な政策であるという共通理解はなかったように思われる。一例として、『朝日新聞』（二〇〇九年八月三一日付）でもほぼ全ページで政権交代の記事が埋め尽くしているが、その政策の解説箇所（安保・外交）にも、普天間問題は触れられていない。わずかに西部本社版の社会面に、沖縄選出議員の玉城デニー（民主党）の記事があり、「普天間問題では党の方針通り、県内移設反対の姿勢をみせたものの、選挙戦では真っ正面から論陣を張ったわけではない。『基地反対』を叫ぶだけでは沖縄の問題は解決しない――。それが米軍基地が集中する島で生きてきた実感だからだ。ただ、当選後は、普天間について『10年以内には、県外、国外への移設に筋道をつけたい』と決意を示した」（傍点引用者）と書かれている。また、照屋寛徳議員（社民党）は、「世界一危険な普天間飛行場の海外移設を進めたい」という言葉を記録されている。

「最低でも県外」の顛末

二〇〇九年七月一九日は、沖縄において「最低でも県外」という文言が明確に公約となった日である。衆院解散二日前に沖縄入りした、鳩山民主党代表は、那覇市の集会の後、「午後四時から沖縄市民会館で沖縄三区の民主党公認、玉城デニー候補の集会『政権交代の集い』が開かれた。ここが鳩山代表の決意を表明する場となった」⁶。『最低でも県外』――。鳩山代表にすれば、民主党の従来の基本政策を繰り返したに過ぎなかった。独自の対米観と沖縄観、米軍基地縮小と県民との連携も、かねてからの持論で、すでに何度も口にしてきたことである（同前、四八頁）。この対米観とは、「常時駐留なき安全保障」という構想であり、「緊密で対等な日米同盟」を基礎にして、将来米軍基地を常駐しないあり方を目指すというものだ。これは鳩山特有の「東アジア共同体」構想とリンクしており、アメリカからすると日米安保体制を脅かす恐れのある構想と見えた。

鳩山代表の念頭にあった、「県外移設」の候補地とは、自身の選挙区にある北海道苫小牧東部地域（苫東地域）、航空自衛隊基地の新田原基地（宮崎県新富町）と築城基地（福岡県築上町）、そして徳之島であった。それに加えて在沖縄海兵隊の八〇〇〇人のグアム移転計画もかかわっていた。つまり、鳩山代表の公約には、それなりに「県外」と「国外」が想定されており、実現可能性があるかどうかはともかく、少なくとも当初から公約を反

6* 前掲『琉球の星条旗』四七頁。

故にする気はなかったと見られる。

しかし、実際にはこの思惑が頓挫したのは、考えが甘かった以上に、この政策を実現するための政権側の意思統一と交渉能力の水準がきわめて低かったことによる。なによりもまず、政権発足時から、肝心要の外務大臣（岡田克也）と防衛大臣（北澤俊美）との安全保障に関する認識が一致しておらず、普天間問題についても岡田外相は嘉手納基地統合案で、北澤防衛相は辺野古案が本音だったからだ¹⁰⁾。

いずれにしても、「国外」移設というのは、当時アメリカが計画しつつあった海兵隊のグアム移転計画でしかなく、そこからもれた基地機能を日本国内に分散するという稚拙な考えでしかなかった。これが「最低でも県外」といった政策の内実であって、これを実現する政権側の合意形成や主体的力量もないままに時間が過ぎ、勝手に設定した期限を迎えて、突如「県内」移設へ舞い戻ってしまったのである。この間、連立与党の社民党も独自にグアムやテニアンなどへの視察をして、「国外」移設の方途を探ってはいしたが、政権内部での意思形成もできておらず、結局のところ党首である福島瑞穂（内閣府特命大臣）を罷免され政権離脱することにしかなかった。

この鳩山政権の顛末を、たんに公約の裏切りとして断罪するだけでは、なんら総括したことにはならないだろう。なぜ「県外移設」論が挫折したのか、きちんと分析されなければならぬ。まず第一に挙げるべき問題点は、移設先を確定しないままに、「県外移設」という方針を決めてしまったことである。いかに「腹案」があったとはいえ、実現可能にするためには、地元自治体や住民との合意なしには、そもそも問題になりえないし、しかもアメリカの同意もえなければならぬ。具体的な移設先もなしに、「県外移設」しますといっても、アメリカからすれば、米軍の都合のよい「国内」に選択肢が絞られることになってしまうのは必然であろう。第二に問題となる点は、普天間基地を「県外」ではなく「国外」に移設すべきであるという断固たる姿勢を貫けなかったところにある。「できれば国外へ、最低でも県外」という曖昧な方針は、アメリカからすると、本気で「国外」すなわちアメリカ本国へ返還するという姿勢とは受け取られず、それならば結局「国内」に移設するだけだとなる。実際にそうして、「県外」から「県内」へブーメランのように帰ってきたわけである。「県外移設」を求めるといえるのは、実はそのような曖昧な要求であるということが広く理解されていないのではないだろうか。

鳩山政権の頓挫にたいして、沖繩の世論は、公約の裏切りへの抗議として高まり、それとともに、むしろいつそう「県外移設」の要求が高まっていくという現象となって表れた。二〇一三年の沖繩選出国會議員五名が、「県外移設」の公約を破棄して、辺野古移設を「容認」したことも、鳩山同様、公約をかなぐり捨てたことのみが非難され、そもそもなぜ「県外移設」の政策そのものが頓挫したのかは問われることがなかったのである。

三 「県外移設」論の隠された含意——「県外」と「国外」

*10 同前、一一三～一二〇頁。

「県外移設」と「国外移設」の民意

二〇一〇年六月の鳩山内閣総辞職の結果、沖縄においては、鳩山流の手法で「県外移設」論が破綻したのであって、「県外移設」論自体が消滅したわけではなく、むしろますます大きな期待をもって語られていくようになる。その証拠が、この年におこなわれた、県知事選なのであった。¹¹⁾

二〇一〇年一月二八日。沖縄県知事選で、現職の仲井弘多知事が再選を果たした。米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設問題が争点だった。同県内の名護市辺野古に移設する政府方針に対し、仲井真知事が『県外』、伊波洋一前宜野湾市長が『国外』と訴えた。¹²⁾

「稲嶺〔名護〕市長は二〇一〇年一月、『辺野古移設反対』を公約して初当選した。普天間の移設先に辺野古が浮上して以来、名護市長はずっと『条件付き移設容認』。反対を公約して当選したのは稲嶺市長が初めてだ。

知事選当日、毎日新聞と琉球放送が投票を済ませた有権者を対象に実施した出口調査で『普天間問題への対応でどの案に賛成するか』との質問に、四〇パーセントが『県外』、三九パーセントが『国外』、『辺野古移設』は一九パーセントにとどまった。さらには『県外』と答えた人の五〇パーセントが仲井真知事に投票しており、四九パーセントの伊波前市長とほぼ拮抗。仲井真知事が『県外移設』を公約したことが選挙結果に有利に働いたことが分かる。¹³⁾

このときの出口調査では、「県外移設」の方が、「国外移設」よりもわずかに多いということが分かるが、ほぼ拮抗しているとはいえるだろう。むしろ、この時期に「尖閣」問題が勃発していたことが大きく影響していたとはいえ、「国外」を公約に掲げる伊波候補よりも、約四万票の差をつけて、「県外移設」を公約した現職の仲井真知事が勝利したことが大きな意味を持ったというべきであろう。

二〇一五年六月の『琉球新報』・沖縄テレビ合同世論調査によれば、「普天間飛行場の返還・移設問題について、どのように解決すべきだと思うか」という問いにたいして、「国外移設」が三一・四パーセント、「無条件閉鎖・撤去」が二九・八パーセント、「県外移設」が二一・八パーセントで、「辺野古移設」の一〇・八パーセントとなっている（『琉球新報』二〇一五年六月二日付）。五年前の調査と、回答項目が違うので、単純に比較はできないが、「国外」がもつとも多く、また「無条件閉鎖・撤去」と「県外移設」と合わせると八三パーセントが「県内移設反対」となっている。

*11 「だが、沖縄の県民世論は、『鳩山』首相辞任では収まらず、『県外移設』論が高揚していく。

7月11日の参院選は、現職の島尻安伊子（自民）が再選するが、公約には『県内移設』反対を掲げ、党本部とはねじれが生じていた。『オール沖縄』世論のなかで、自民党県連も『県内移設』容認の立場から選挙戦を戦うことは困難になっていた（櫻澤『沖縄現代史』、三〇五頁）。

*12 前掲『琉球の星条旗』、八頁。

*13 同前、一一頁。

このように二〇一〇年から二〇一五年まで、いわば持続的に「県内移設反対」の民意が示されており、むしろ「県外」よりも「国外」が多くなっているのである。しかしこの間、鳩山政権の破綻だけでなく、その後も、先述の通り、二〇一三年には一月に沖縄選出国會議員五名が「県外」公約を放棄し、一二月に仲井眞知事が埋立の「承認」に踏み込むのである。そうした裏切りにたいしても、沖縄の民意は動揺することなく一貫して辺野古移設反対を示してきたのである。

自民・公明が政権を奪還することになる、二〇一二年の一二月の衆院選前に出た『朝日新聞』（西部本社版社会面）では、「沖縄の自民党県連が衆院選で初めて『県外』を地方公約に掲げた」と解説し、次のように報じている。

「沖縄4区で復活を狙う元職の西銘恒三郎氏（58）は公示前、地元紙の座談会で『暫定的な県内移設、辺野古移設の可能性を排除しない』と語った。朝、新聞を読んだ県連の翁長政俊会長は即座に電話を入れ、『余計なことを言わずに県外を堅持してほしい』と釘を刺した。翁長氏は『党本部はアメとムチで迫ってくるだろうが、だめなもののはだめ。スタンスは変えない』と、あくまで『県外』を貫く構えだ。さらに、来年度には参院選もある。『今の沖縄は『県外』でなければ選挙に勝てない』とも語る」（『朝日新聞』二〇一二年一月一日付）。

このように自民党本部と県連とは、辺野古移設を推進する立場と、「県外移設」を求める立場で、一八〇度違うように見えるが、それを黙認しつつ公認候補とした本部の責任は重大であるけれど、「公約」を破棄したにもかかわらず、議員辞職をしないという態度は到底認められるはずもなく、五名のうちの衆院議員四名は二〇一四年の選挙で全員落選し（比例区で復活）、残りの参院議員一名は二〇一六年に落選した。

このうち国場幸之助議員は、二〇一三年一月二五日「独自に記者会見し、普天間飛行場の県外移設公約について『県民との約束だ。公約は堅持する』と何度も強調したが、『危険性の除去につながるあらゆる可能性を排除しない』とも述べ、辺野古移設を容認する姿勢を示した。……『公約は撤回はしない』とした国場氏だが、会談で石破氏から『辺野古を含むあらゆる可能性を排除しないことでもいいか』という問いに『もちろんです』と回答。合同会見で石破氏が辺野古容認で一致したことを話している最中、目を伏せたままだった（『琉球新報』二〇一三年一月二六日付）。

辺野古移設「容認」は、「県外」への移設とは別の選択肢の一つであるなどとは、詭弁以外のなにものでもない。そもそも辺野古移設の「容認」という言葉ほど欺瞞に満ちたものもないのではなからうか。辺野古移設に賛成し、推進するというのが、政府自民党の立場であるから、沖縄側はそうした能動的主体ではないので受動的に「容認」するというのは、政治家として責任逃れの言い訳に過ぎない、と糾弾されてしかるべきだ。こうした瞞着をゆるす表現をしてきたのは、大田知事の後に就任した、稲嶺知事とその後継、仲井眞知事であったことは確認しておかねばならない。

県内移設の「容認」という欺瞞

一九九八年に就任した稲嶺恵一知事は、普天間基地の代替地として、辺野古に新基地を

建設した場合、一五年の使用期限と「軍民共用」という条件のもとに「容認」した¹⁴⁾。稲嶺知事は二期を務めた後、二〇〇六年に仲井眞知事へ、「容認」の立場を引き継いだにもかかわらず、先述の通り、二〇一〇年の二期目を目指すにあたって、「県外移設」の方針に転換した。しかし、二〇一三年二月の埋立「承認」と転換する以前から、微妙な言動がしばしば注目されてきた。例えば、二〇一一年五月には「仲井眞弘多知事は20日の定例会見で、米軍普天間飛行場の移設問題で『県外移設』を主張するスタンスについて問われ、『(県内移設反対と)論理的にはイコールではない』と述べ、すべての県内移設案に反対しているわけではないとの考えを示した」(『沖縄タイムス』二〇一一年五月二一日付)と報じられた¹⁵⁾。埋立「承認」後も、性懲りもなく、「私は『県内に反対』とはいったことがない」などと強弁していたが、そのような屁理屈が通じるわけもなく、二〇一四年の選挙で敗北した。

二〇一〇年の知事二期目を目指すにあたって、「県外移設」論へと転換した時、当時の翁長那覇市長が関係していることは、前に指摘したとおりであるが¹⁶⁾、もう一人ブレーンとして関係した人物がいる。二〇一三年四月から副知事に就任した、高良倉吉・琉大名誉教授だ。

基地問題対策を主に担当する副知事に就任直後、『朝日新聞』のインタビューに答えて次のように話した。

*14) この「使用期限」という条件を公約に入れたのは、当時の翁長市長であると自身が告白している。

「稲嶺氏は普天間の代替施設の県内への移設を認めたらうえて、『代替施設の使用は一五年間に限る』ことを知事選の公約に掲げました。

この移設先の基地の使用期限を公約に入れさせたのは、自民党県連幹事長だった私でした。防衛庁の官房長クラスと話をして、『これを掲げなければ選挙に勝てない』と食い下がって、政府側にのんでもらった経緯があります。政府レベルである程度の了解を取り付けたわけです」(翁長『戦う民意』、一七一〜一七二頁)。

*15) 同記事の解説で次のように指摘する。

「『知事は安易に『県内反対』という人ほど、普天間の固定化に無責任だと考えている』と強調し、現実的な解決策を真剣に模索する中でたどり着いた方針と強調する。

しかし一般的には、『県外移設を求める』ことと『県内移設に反対する』ことは同義語といえる。その論理からすれば、知事が主張する『県外』要求がかなわず、結果的に『県内』に決まった場合、『県内やむなし』とするのは論理矛盾となる」。

*16) 二〇一〇年の県知事選で、私は仲井眞候補の選対本部長を務めました。私は選対本部長の依頼を当初断りましたが、私は口が裂けても『県内移設』とは言えなかったからです。主張して初当選しましたが、私は口が裂けても『県内移設』とは言えなかったからです。

『それでも絶対にお願したい』と押されて何時間も議論しました。『では政策は県外移設ですよ』と念を押すと、仲井眞さんは『うーん』とうなって、それからまた何時間も話し合いました。最終的には政策の大きな柱に『県外移設』を据えることで合意しました」

(翁長『戦う民意』、一八五〜一八六頁)。

「民主党の鳩山由紀夫元首相の『最低でも県外』発言をめぐる騒ぎで、県内移設のハードルは高くなった。同時に、ハードルが高くなったという認識を沖縄の人たちが共有しはじめている。二重の意味で、以前には戻らない」（『朝日新聞』二〇一三年四月二六日付）。「たしかに知事は県内移設反対と言っているわけではない。でも、辺野古は限りなく不可能に近い、と言いつづけているんですから」。

「仲井眞知事が2期目の公約で『県外移設』に転換した議論に加わりました。相手候補は『国外』とおっしゃっていた。ぼくや翁長雄志・那覇市長らは、日本に安全保障を考えてもらうには沖縄以外の国内と言った方がいいと、意識的に『県外』という表現を使った。国内を素通りしてグアムへなど言えば、日本国民は沖縄がいかに過重な負担を強いられているか、安全保障はなぜ大事なのか、理解できないから」（傍点引用者）。

「県内移設」に反対といわないけれど、辺野古は「不可能」ですよとか、「県外がベスト」であるとか、あたかも「県内」が「ベター」であると「容認」する論理をしのげている物言いを誰が思いついたのかわからないが（仲井眞は落語を聞いて日本語の表現を磨いたなどと自慢した）、「県外」とは「県内ではない」という意味にしかなりえないのは、それこそ形式論理の問題である。高良の「県内移設のハードルは高くなった」という言い方も、ハードルが高くても乗り越えることができないわけではない、という意味を含意させているのは明らかだ。仲井眞の「県外移設を要求することと『県内移設』に反対しない」という命題が両立するなどは、矛盾律を犯した典型的な過ちで、論ずるに値しない。むしろ、ここで高良副知事が明らかにした、「県外移設」論の含意として重要なことは、それが「国外移設」論とはまったく違うところにある。そして、安全保障の問題を全国民に訴えるためには、「国外移設」ではない「県外移設」でなければならないと考えが示されているのである。

四 「県外移設」論と安保問題

「県内移設断念」から「県外移設」論へ

二〇一三年一月の「建白書」を基礎に「オール沖縄」が先鋭化していくことになるが、すでに述べたとおり、あくまでも「県内移設断念」という一点で結集し、「県内移設容認」派と対決していくことになった。さらに「県内移設断念」という消極的表現よりも、むしろ「県外・国外移設」を要求するという積極的な表現も見られるようになった。

先述したように、この「建白書」が政府に提出されて以降、七月の参院選、翌年一月の名護市長選、一月の知事選、一二月の衆院選と連続勝利することによって「オール沖縄」の流れが確固たるものとして形成され、それにともなって「県内移設反対」＝「県外移設」論という図式が浸透してきたように思える。それは、地元メディアの影響も考えられるが、ここで指摘したいのは、翁長知事の言説の微妙なブレである。

まず『普天間基地の県外・国外移設』を訴えて沖縄県知事に就いた私は、安倍晋三総理、菅義偉官房長官らへの会談を再三申し入れましたが、会談が実現したのは知事就任か

ら四カ月以上経った後でした」¹⁷と書き起こしている。ここでは「県外・国外移設」と並立してはいるが、「県外」というのを先行させている。

さらに「沖縄県知事の仕事の八、九割は基地問題に占められます。私が知事に就いてまずやるうとしたのは、安倍総理に会って沖縄県民の意思を伝えることでした。

しかし、面会を何度申し入れても、まったく会えないまま月日が流れました。……年が明けて一月一四日に杉田和博官房副長官と会うことができましたが、……会談の冒頭、

『普天間基地の県外移設と辺野古新基地建設の反対を掲げて当選した翁長雄志といえます』と公約を枕詞にして自己紹介をしたのです」(傍点引用者)¹⁸。

同じ公約の件での自己紹介として、ここでは「国外」が抜け落ち、「県外移設」だけの表現となっている。もちろん、これは記憶の誤りかもしれないし、あまり意識せず話している可能性もないわけではない。

やつと首相との初会談が実現したのは、二〇一五年四月一七日であったが、その際「知事冒頭発言」で次のように述べられた。

「そして、政府は今、普天間飛行場の県外移設という公約を……かなぐり捨てた前知事が埋め立てを承認したことを錦の御旗として辺野古移設を進めている。昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆院選挙は前知事の埋め立て承認が争点になった。全ての選挙で、辺野古新基地反対という圧倒的な民意が示された」(『琉球新報』二〇一五年四月一八日付)。

ここでは、文脈の流れから、「県外移設」を公約した前知事が民意を裏切ったことを利用して政府が辺野古移設を推進するのを批判し、暗に「県外移設」＝「辺野古新基地反対」という民意を示していると思われる。

こうした微妙なブレは、無意識による言い間違いというわけではなく、保革を乗り越えるという翁長知事の政治的姿勢に由来していると考えられる。例えば「本土と沖縄、基地問題と振興策、保守と革新……沖縄で政治をするには、相反する立場の中での微妙なバランス感覚がいつも問われます」として次のようにいう。

「そうしたバランスの中で、私が自分の言動に気を配り、注意を払ってきたのは、沖縄県でも本土でも、できるだけ広範囲の人たちに沖縄の問題を理解してもらうためです。

なかでも保守と革新という立場が異なる人たちを一つにまとめることは、年来の私の政治的なテーマでした。

たとえば革新系の人たちがいる場では革新系の主張を取り入れ、保守系や経済人がいる場では基地問題よりもアジアの経済戦略構想の話をする……

基地問題をめぐって自民党沖縄県連と『あなた方とは立場が違う』と言って仲違いしても、なんら建設的なことは望めません。

『今までずっと一緒だったんだから、あなた方の考え方もよくわかる。けれども県外移設というところだけは譲れないから、今は違う立場になっている。しかし、それ以外はほと

*17 翁長『戦う民意』、四頁。

*18 同前、一八頁。

んど一緒さ』(傍点引用者)^{*19。}

こうした文脈のなかで翁長知事の口から「国外」ではない(あるいは「国外」が抜け落ちた)「県外移設」という言葉が出てくるのは、かなり意識的な物言いであることが分かるだろう^{20。}

二〇一〇年、仲井眞前知事が「県外移設」の公約を掲げて当選したのに先だって、鳩山民主党政権による公約反故の事態があったことを、次のように翁長知事は受け止めていた。「私は鳩山総理の『最低でも県外』という言葉は、少なくともこれまでの歴史的な経緯を検証し、日米同盟、アジアの安定、沖縄の自立を考え、アメリカとの交渉の見通しを立てた上で打ち出されたものだと思っていました。……」

『最低でも県外』という鳩山発言によって大きな希望の光を与えられた沖縄県民は、『なぜ県外移設を取り消し、辺野古移設という選択肢に戻ったのか』という政府の明確な説明すらないことに深く怒り、失望しました。

本土では鳩山さんが、できもしない県外移設を提案したことに怒りましたが、沖縄はその県外移設を取り下げたことを怒った。ここに本土と沖縄の乖離があります^{21。}

日本本土と沖縄との「乖離」という現実を前に、その本土にたいして「県外移設」を訴えることは、これまでの翁長知事の政治的な経験に基づき出てきた政策の要なのであった。「そんな体験を通じて、自民党政権であつても民主党政権であつても、保守も革新もなく、いわば『オールジャパン』で『基地は沖縄に置いておけ』という姿勢を私はひしひしと感じるようになりました。

これは政府に限りません。今の沖縄の基地は地政学上の問題などが議論されますが、では実際問題として、本土で基地を引き受ける意思があるのかといえば、そうした自治体はありません^{22。}

ここで「県外移設」論は、沖縄を除く「オールジャパン」にたいして、突きつけられるべき主張であることが分かる。それは、二〇一五年に朝日新聞主催の東京でおこなわれたシンポジウム「いま、沖縄と本土を考える」において、翁長知事「沖縄からの提言」で次のように語られているのを見ても明らかだ。

「日本の安全保障は、日本国全体で考えて負担してもらいたい。よく本土の人から『あなたは日米同盟に反対なのか』と聞かれる。賛成だ。すると、『賛

*19 翁長『戦う民意』、七七〜七八頁。

*20 二〇一六年六月の米軍属による女性暴行殺害事件に抗議する県民大会への出席を控えての「共同通信単独インタビュー」でも同じような物言いが見られる。「主催者の『オール沖縄会議』は(最初は)海兵隊の『全面撤退』だったと思うが、『撤退』に変わった。(大会名に含まれる)『海兵隊撤退』は、基地の整理縮小や米軍普天間飛行場の県外移設、辺野古新基地を造らせないことなど、沖縄の基地問題に関するいろんな政党の考えが集約されている」(『琉球新報』二〇一六年六月一七日付)。ここでは「国外」が抜け落ちていない。

*21 翁長『戦う民意』、一八二頁。

*22 同前、五六頁。

成なのに沖縄の米軍基地を認めないのか』と言われる。では、なぜ米軍基地を本土でもっと受け入れないのか。抑止力を維持するために沖縄に米軍基地が必要だという意見があるが、沖縄県だけに押し込めて日本全体で受け入れなければ、他国は日本の安全保障に対する本気度がわからないと思う。……住民から土地を奪って置いて沖縄から代替施設を差し出せというのは、日本の政治の墮落ではないか（『朝日新聞』二〇一五年七月三一日付）。

日本本土と沖縄の「乖離」という問題は、翁長知事のなかでは「県外移設」論と安保問題を結びつけて論じられるべきテーマなのである。

「米国は海外に約四〇カ国に基地を置いていますが、兵力が一万人以上の国は日本、韓国、ドイツ、イタリアだけです。そして、太平洋地域に配備されている米軍約一三・五万人のうち約二万八〇〇〇人が沖縄に駐留しています。これは韓国に駐留する米軍全体にほぼ匹敵する兵力です。」

沖縄の基地は世界的に見ても異常な高密度であることが分かります。私は沖縄に今ある米軍基地をゼロにしろと言っているわけではありません。日本全体で安全保障を守るという覚悟をもって、全国で平等に基地を負担するならば、沖縄は応分の基地を引き受けます¹³⁰」

日米「安保」を守ることを前提に、「全国で平等に基地を負担する」などということは、どのようにして実現できるのだろうか。各県ごとに平均して基地を設置するべきだともいうのだろうか。そもそも安保条約には、「全国で平等に基地を負担」するなどという文言もなければ、そのようなことを示唆する条項などもない。翁長知事が、基地問題と安保を結びつけて語るとき、目的として日米の安全保障を設定する物言いとなっていることが非常に気になる。

「自由民主党出身の私は日米安保体制の重要性を十二分に理解しています。」

しかし、『辺野古新基地が唯一の解決策』という考え方に日米両政府が固執すると、今後の日米安保体制に大きな禍根を残すのではないかと私は心配しています。……

日米安保体制、日米同盟はもつと品格のある、誇りを持つるものであってほしいと私は心から願っています。そうでなければ、日本もアメリカも民主主義国家としての価値観を世界と共有できないのではないのでしょうか。

逆にいうと、沖縄における基地問題の解決は、日本を真の民主主義国家に変えるきっかけになるはずです。そして、日本が本当の意味で、アジアのリーダー、世界のリーダーになり得る可能性を開く突破口にさえなるでしょう¹³¹」

「アジアの安定、日米安保という理念は、「米軍機の」事故一発で吹き飛びます。日米同盟はそれほど危ういものの上に乗っかっているということです。

事故という不可抗力で米軍基地が取り除かれた後に、では日本は安全保障をどう考えるのでしょうか。これまでそうした議論がなされたことがあるのでしょうか。その意味で、『日米安保体制は砂上の楼閣である』と私は思っています。……

沖縄の基地問題を解決せずして、いかにして日本は自立するのでしょうか。日本国民は

*23 翁長『戦う民意』、一〇八〜一〇九頁。

*24 同前、六頁。

全員で日本の安全保障、日米安保体制、日米同盟を支える基地の痛みを共有せずに、どうやって一人ひとりが自立できるのでしょうか。

自分の力でしっかりと地に立って、品格と誇りある日米同盟をつくり上げ、アジアの中で尊敬される日本、太平洋国家として尊敬されるアメリカにならなければ、アジアの平和も経済も安定することはないと思います^{*25}。

こうして「県外移設」論が、「品格と誇りある日米同盟」のために必要であり、現在は「砂上にある」日米安保をいわば盤石なものとするための議論であるということが分かる。それゆえ「国外移設」という主張とは相いれないものであると認識されているし、海兵隊を「国外」へ撤退させるための交渉を、アメリカ政府にたいして突きつけるなどということをも日本政府に求めるようなことには決してならないのである。

こうした「県外移設」論は、翁長知事によって思いつかれ、構築されてきたというよりも、歴代の県知事の主張が総合されて結晶化したものと見なすことができる。その起源にいる人とは、大田昌秀知事（在任期間一九九〇年～一九九八年）にほかならない。

「県外移設」論の起源

はじめに述べたように、一九九五年にあった米軍人による少女暴行事件から、大田知事による代理署名拒否という「異議申し立て」が、九六年の県民投票へと高揚するなか書かれた文章に、大田知事の「県外移設」論が現れているのを見ることが出来る。大田は「沖縄の問題は、日本本土が変われば解決される」（『世界』一九九六年七月号）という文章で次のようにいう。

「私はまず始めに、いわゆる『沖縄問題』をめぐる政治のありようは、……日本の民主主義の名において、非民主的で極めて歪な事態に陥っている、と指摘しなければなりません。……民主主義の基本原則は、多数決によって物事が決することになっています。したがって、代議制下の国会を構成している他府県出身の圧倒的多数の方々が、沖縄の問題を自らの問題として考えていただかない限り、逆に多数決原理に災いされて、その解決はおよそ不可能だということでありませ^{*26}」

「民主政治の多数決原理は、少数派の意見を尊重することを前提にして成り立っていることを明確にしていかなければ、民主主義の名において沖縄がいつまでも犠牲にされ続けることになるのは明白です」（同前）。

「実は昨年从今年にかけて、わが県には政治家や政府高官がひっきりなしに訪れます。そのほとんどが沖縄の基地問題との関連で日米安保条約の重要性について強調されます。その反面、どなたも『沖縄基地は、あまりにも過大で公平を欠くので私の所で引き受けましょう』と言ってはくれません。自らの安全を他人の犠牲によって図ろうとする感覚、否、生き方は理解に苦しみます^{*27}」

「本土の他府県の人たちは、沖縄に同情の念を示します。しかし、私たちは同情を求めて

*25 同前、一四一頁。

*26 大田昌秀『平和の礎』岩波新書、一九九六年、一三八頁。

*27 同前、一四七頁。

いるわけではありません。政府要人や政治家たちは、安保条約の重要性を説く一方で自らその責任や負担を引き受けようとはしません。今の日本の政治は、多数決を原理とする民主制度をとっています。ですから、沖縄の基地問題は、皮肉にも民主主義の名において未解決のまま放置されるという不幸な事態に陥っています。

国会で圧倒的多数を占めているのは他府県選出の議員たちですから、多数派が沖縄の基地問題の解決を自分のこととして取り組まない限り、問題は解決しないのです^{*28}。

まず大田は、民主主義の多数決原理によって、少数派が「犠牲」になる構造を示す。そうしておいて、他方で、日米安保の重要性を強調し、沖縄の犠牲と言う問題を帳消しにしようとする態度を見て、いわば反語的に、それは「公平を欠く」のではないかと矛盾を突きつけている。つまり基地負担を「引き受けよう」としない態度を見て、それで安保が重要というのは矛盾してませんか、という反語なのである。ただ、「引き受ければよろしい」とか「公平に負担すればいい」という論理に変換しかねない言い方ともとれなくはない。たとえば、大田はこう述べる。

「私は『沖縄の人は自らの苦しみを他所に移そうという気持ちは持ち合わせていないけれども、しかし真に安保条約が重要であると言うのであれば、国民すべてがその責任と負担を担うべきである』と、繰り返し主張してきました。安保条約に基づく基地負担を沖縄だけに過重に負わせるのは不公平だし、差別的処遇にも等しい。沖縄の人も同じ人間としていかなる意味でも差別的処遇を受けるいわれはないのです^{*29}。」

ここでも大田の物言いは、矛盾した言い方になっている。一方で、「苦しみを他所に移そう」とはいわないけれど、「国民すべてがその責任と負担を担うべきである」というなら、結果的には言外に「苦しみを他所へうつす」べきであるとならないだろうか。

ただ、大田は、安保条約を是とする立場でないとは言及する。あくまでも、安保条約が重要だとする政治家にたいして、こうした主張がなされている文脈は押さえておかなければならないだろう。安保についての自身の立場を次のようにいう。

「私は、日米安保については、個人的には軍事同盟に偏重しており、好ましくないのですが、日米友好条約に改変すべきだと考えているが、日米友好関係そのものは大事にするべきだという立場をとっていた。しかし、昨今のようにアメリカが沖縄に対し、まるで占領下と同じような扱いを続ければ、日米友好にヒビが入るのは必至だと思う、と率直にお話した^{*30}。」

*28 同前、一五九頁。

*29 同前、一二四頁。別の著書でもいう。「私は常々『沖縄を通して、日本の民主主義の成熟度が測れる』という趣旨のことを言ってきた。ちなみに、本土国民が真に日米安全保障条約を必要として重要だと言うならば、当然その負担と責任を負わねばならぬはずだ。しかるに日本の平和と安全のために不可欠だと言いつながらにも自らはその責任と負担を分かち合おうとはしない。このようなありようは、いまだ日本の民主主義が未熟だからとしか言いようがないのだ」（大田昌秀『沖縄の決断』朝日新聞社、二〇〇〇年、九〇〜九一頁）。

*30 大田『沖縄の決断』、二〇三頁。

ここも、安保条約を肯定する財界人との懇談（一九九六年二月）のなかで語られたときの表現となっている。安保条約は肯定できないが、沖縄の基地問題を放置するのは、現在の日米の友好関係を壊すことになるのではないか、という言い方であろう。翁長知事とのスタンスは微妙に違うとはいえる。

ただ、このとき、日米のあいだで、共同声明への流れが密かに進行していた。四月二日、橋本龍太郎首相とモンデール駐日大使は、普天間飛行場の返還を発表した。この共同声明では、普天間飛行場の返還のみが提起され、その移設についてはなんら言及はなかった。森本敏・拓殖大教授（後に野田・民主党政権で防衛相）は、「少なくとも、返還決定当初の時期には、日米政府関係者の間で、この「普天間の代替が」『どこか』を沖縄県外に求めようとする議論はなかった」とし、さらに「この「移設先の」議論が沸騰するのは、一九九六年五月以降、沖縄県が普天間基地機能の県内移設に反対し、『本土県外移設』を主張するようになってからである」（同前）という。政府寄りの安全保障専門家にはそのように映っていたのだろう。「本土県外移設」という表現だったかどうかは別にして、そのように受け取られたのは確かなようだ。大田は、この時期の経過を説明するなかで次のようにいいう。

「私はかねてから、『沖縄も、応分の負担をするのに、やぶさかではない。だが、沖縄は、すでに過去半世紀以上にわたって十分にその負担を引き受けてきた。もし日本国民にとつて日米安保条約がそれほど重要だというのなら、なぜ全都道府県が応分の負担をしようとならないのか』と主張してきた。しかし、だからといって、本土に基地を移転せよ、という気にはなれなかった。基地の重荷を切実に感じていればこそ、その痛みを他に押しつけることはできないからだ。……県内移設の厳しさを実感するにつれ、県のスタッフの間から、次第に、兵力削減は、グアムやハワイへの移設だけでなく、本土へも移設すべきだ、という考えを前面に出すべきだ、との声が強まってきた。その点は、後に出納長になった山内徳信氏がとくに強く提言していた。私も、ようやくそのこと「県外移設」を考えるようになった」（傍点引用者）³¹。

大田はこのころから本土への「県外移設」を主張することになるが、具体的にどこに移設すべきかは言及しなかったのではなからうか。一九九六年一月二日に、橋本首相との最後の会談がおこなわれるが、大田が県内情況の説明をしているとき、「橋本首相は、うんうんと頷きながら聞いていたが、途中でちよつと怒ったように、『知事が県外移設を考えていることは分かっているよ』と言われた」と記している³²。

*31 森本敏『普天間の謎』海竜社、二〇一〇年、一〇六頁。

*32 大田『沖縄の決断』、二五一〜二五二頁。山内は、「国外移転こそ民衆の願い」という副題のある著書『米軍再編と沖縄の基地』（創史社、二〇〇六年）のなかで次のようにいう。「沖縄で見たときに、やはり普天間飛行場は県民の圧倒的多数の意向としては県外、国外に持つてほしいということ。沖縄の人々は、アメリカの基地はアメリカに持つて帰れと言っています。グアムへの具体的な流れが始まっているのに気づくべきです」（同前、三五頁）。

*33 大田『沖縄の決断』、二七七頁。

おそらく橋本は「県内移設」しか考えていなかったに違いないが、それにたいして大田が、本土への「県外移設」を求めていることが分かり、橋本は怒りを表したのではないか。ここに「県外移設」論の起源があつたことが確認されよう。だが、ここでもまた、大田の物言いは「反語的に」なっており、積極的に本土へ移設すべきだと具体的にいわないで、言外にそう主張し、どこに置くかは政府の責任だという立場になつたのではないだろうか。移設先を「県内」にしか考えていない政府とともに、こうした姿勢のなかに、その後の現在まで至る「普天間」問題の漂流が起因していると思われる。仕方ない。

五 「県外移設」論から「基地引き取り」論へ

「基地引き取り」論の台頭

これまで見てきたように、「県外移設」論は、「国外移設」論や「撤去・撤退」論などと絡まり合いながら、また「県内移設」容認論とも重なり合いつつ、九〇年代以降の歴代の沖縄県知事から発せられた主張として、存在し続けてきたのであつた。しかし、すでに指摘したように、国内の「県外移設」という主張である限り、日本政府を通じて、アメリカ政府にたいして「国外移設」の交渉をするという構図とはなりえず、アメリカにたいしてはせいぜい移設先が妥当かどうかの交渉にすぎなかつた。総理大臣だけでなく、外務省と防衛省（二〇〇七年から省へ昇格）という官僚組織を通じて、アメリカ政府と「国外」への移設を進める交渉などはほとんどなされてこなかつたのである³⁴。鳩山政権の頓挫の根源にある要因は、「県外」の移設先を決めきれなかつたこと以上に、この「国外」移設を追究する姿勢が皆無であつたことにこそあるのだ。

「県外移設」論は、「普天間」問題が始まつたところから発生してきたものであるけれども、二〇〇九年の鳩山による「最低でも県外」という公約によって脚光を浴びる以前、おそらく二〇〇四年の沖縄国際大学への普天間基地所屬ヘリが墜落する事件あたりから、徐々にはあるが論じられる機会が増えたように思われる。さらに、近年では、沖縄側からの「本土で基地を引き取るべきだ」とする呼びかけに答えて、積極的に本土から「自ら基地を引き取るべきだ」とする議論が——一部のものではあるもの——発生してきた。大阪（二〇一五年七月一二日）や東京（二〇一五年九月二三日、二〇一六年九月二五日）でも「基地引き取り」論をめぐるシンポジウムが開催され、関連の書籍も出版されており、地元紙『沖縄タイムス』『琉球新報』でも、「県外移設」をめぐる論争が起こっている。もちろん、さまざまな論者が登場しており、一概に「基地引き取り」論を単純化するとはできないし、そこに込められた思いには体験に裏付けられた思考があるはずなのであるが、ここでは、次に掲げる論点に整理して、その問題点だけを指摘しておきたい。

*34 「普天間」問題をめぐる、橋本内閣から小泉内閣、第一次安倍内閣までの防衛庁（省）からみた政治過程の変遷については、守谷武昌『「普天間」交渉秘録』（初版二〇〇八年、新潮文庫、二〇一〇年）を参照。

(1)「不平等」「不公平」からの脱却ができるか

国土面積の〇・六パーセントしかない沖縄県に約七四パーセントの米軍施設が集中しているのは、「不公平」「不平等」ではないかという反語的「県外移設」論は、積極的な言い方をすれば、全国で「平等」に基地を負担すべきであるという積極的「県外移設」論に転換できる。おそらく、このことを早い段階で(二〇〇〇年前後)いい始めた論者に、社会学者の野村浩也がいる。野村はいう。

「本来、安保の負担はあくまでも日本国民全体で平等に担うのが原則である。すなわち、民主主義によって安保を承認した以上、在日米軍基地は日本国民全体で平等に負担しなければならぬ。したがって、いかに安保に反対であろうとも、在日米軍基地の負担を免れる根拠にはまったくならない」³⁵。

「日本人は、ひとり残らず、沖縄人に過剰に在日米軍基地を押しつけた責任を負っている。その結果、日本人は、ひとり残らず、基地の平等な負担から免れるという不当な利益を沖縄人から搾取することが可能になっているのだ」³⁶。

「このような現状で日本人が実質的にとりうる選択肢は、在日米軍基地を日本国民全体で平等に負担するのか、それとも、今後も沖縄人にだけ負担を集中させて差別するのか、という二者択一しか存在しない」³⁷。

ここでいう「平等な負担」とは具体的にどのような状態をいうのか、野村は示し切れてはいない。「日本人」が「ひとり残らず」責任を負っているのだから、「日本国民全体」が「平等に担う」のが原則であるとしているが、もとより安保条約にはそのような原則は存在しない。安保条約に基づく基地の設置は、むしろ必ず「不平等」なかたちで押しつけられる構造をもつ。いわば基地の「不均等」の法則といっても過言ではない³⁸。

逆に沖縄側の負担についていえば、沖縄県において均等に基地が負担されているわけでもない。米軍は、安保条約に基づいて、米国にとって都合のいい場所に、軍事的都合に応じて、さまざまな機能を持った基地を配備することが可能となる。基地機能からして「均等」ではありえず、どのような場所に置くかも「均等」に設置するわけではない。それゆえ、沖縄県内においても、基地の負担は「不均等」であり、その不利益を被っている度合いも地域や個人によって異なるのである。加害の様相も一様でないのと同じく、被害の様相も一様ではありえないのである。

*35 野村浩也『無意識の植民地主義』御茶の水書房、二〇〇五年、二〇〇頁。

*36 同前、二二二頁。

*37 同前、三三三頁。

*38 高橋哲哉は、「平等な負担」を次のように捉えている。「県外移設をする場合には可能な限り『合理的』に、『負担の平等』の原則に近づけて行なうのが当然だから、どこかの都道府県に集中的に移設することはありえず、四七都道府県、あるいは沖縄を除く四六都道府県に分散させて行なうことになるだろう。仮に、米軍施設のまったく一八府県で平等に負担するなら、各府県の負担分は沖縄県の負担分七四%の一分の一、せいぜい全国の約四%になるだけである」(高橋『沖縄の米軍基地』集英社新書、二〇一五年、一二四～一二五頁)。

しかし、安保条約を制定したのは、日本政府と米国政府なのだから、その制定時点では沖縄県民は排除されていたのであって、その責任はない、というかもしれないが、米軍基地が置かれたのは、戦争の結果と占領の継続によって国家権力のために実行されたのであって、その後の条約が根拠となったわけではない。占領と基地のプレゼンスを前提に条約が結ばれたのであって、その逆ではないし、そうした議論は国家権力の問題をきちんと踏まえない観念的な民主主義論であらう^{*39}。

(2)差別を解消するのは基地負担の「連帯」なのか

「不平等」「不公平」な負担を押しつけてくるのは、日本人が沖縄を差別しているからに違いない、という議論は特に現在よく主張されている。それは、たんに差別意識によってなされているというよりも、日本の社会構造に由来する「構造的差別」であるとすると議論も多い。しかし、この積極的「県外移設」論は、そこからさらに踏み込んで、こうした差別をなくすためには、基地を「引き取る」という「連帯」を求める。たとえば、野村は次のようにいう。

「安保や在日米軍基地への賛成反対に関係なく、すべての日本人が沖縄人に基地を押しつけることによって不当にも安保の平等な負担から逃れているのだ。また、日本の多くの地域で在日米軍基地が皆無であり、日本人が基地を平等に負担していないこと自体、沖縄人と連帯していない証拠である」^{*40}。

「まずは日本人が安保の当事者としての結果責任を果たそうとしないかぎり、連帯の可能性もありえない。日本人が安保の負担をきちんと引き受け、沖縄から日本に基地を移転させることこそが一番の連帯である」^{*41}。

「日本人は、日本において、沖縄から日本に基地を持ち帰る運動を、同じ日本人に向けて展開しなければならない。そうすることによって在日米軍基地の日本国民全体での平等な負担を実現していかなければならない。それが実現したとき、沖縄人と日本人の連帯は実現する」^{*42}。

逆に、そのような基地負担の平等化が実現しない限り、いかなる「連帯」も「偽善」となるという。こうした考えは、沖縄の作家・知念ウシにも通底しているように思われる。知念はいう。

「私は、日米安保というあり方に反対し、沖縄への差別を解消したいと思っているものこそ、在沖米軍基地の県外移転平等負担、という『苦渋の選択』をすべきではないかと思う」^{*43}。

「私（たち）の『県外移設』の主張が『日米安保の廃棄が現実的にできないいまの段階で

*39 憲法学者・木村草太や法哲学者・井上達夫も、同様な議論を展開している（木村「辺野古から問う正義」、『現代思想』総特集「辺野古から問う」、二〇一六年二月臨時増刊号、参照）。

*40 野村『無意識の植民地主義』、三八頁。

*41 同前、三八頁。

*42 同前、二五一頁。

*43 知念ウシ『シランフナー（知らんぷり）の暴力』未来社、二〇一三年、三九頁。

は、基地被害を一方的に沖縄に押しつけるのではなく、痛みを日本全国が共有すべきであり、その痛みへの認識のなから米軍基地の廃絶、日米安保の解体という全国的な道筋をつけるべきだ』というベクトルをもつもの^{*46}。

このように基地被害の「痛み」を共有するところに「連帯」を想定する議論へと展開していく。だが、「痛み」の連帯から、その根源である安保を廃棄する運動が生まれるであろうか。しかも、基地被害は、均等に与えられるわけではなく、特定の地域、特定の個人や集団に「不均等」に割り振られるのであって、基地を「引き取る」ことによって国民全体で「痛み」を分かち合うことは、不可能なのである。被害は「無差別に」公平化されるわけではないのだ。

(3) 安保条約「容認」を根拠にすることの問題性

安保体制を「容認」する国民が七割から八割もいる現状においては、その安全保障の恩恵を受けている圧倒的な部分が負担を免れ、少数派へその大きな負担が押しつけられている状態を解消するには、利益を受けている側にその負債を払わせるべきだ、というのは、安保「容認」派にとっては痛いところを突かれた論法である。野村は安保「容認」の世論を前にこういう。

「その結果責任において、日本人はひとり残らず安保に賛成したのも同然なのである。なぜなら、日本人の民主主義によつて安保は成立しているからであり、安保賛成派のみならず反対派も安保成立を許した結果責任を負っているからである」^{*47}。

「安保を成立させている現状を維持したまま、安保の負担の平等を実現する確実な方法は、沖縄から日本への米軍基地移転以外にない」^{*48}。

あるいは、知念は次のように展開する。

『「基地をやめよう」と戦後長いこと努力してきて、それでも、安保条約支持が八％。これをどうするか。基地がやめられる展望がいま見えているなら、引き取れだなんて言いません^{*49}」。

「私たち……はすぐに基地をなくすことが難しいのであれば、沖縄にある米軍基地をひとまず日本に移し、すべての日本国民が負担を平等に担うべきではないか、と呼びかけています^{*50}」。

「沖縄からの『県外移設』要求に対して『日米安保に反対するべきであり、移設は根本的解決にならない』という反論がある。これはもっともではある。私も安保破棄、基地の撤去に賛成する。しかし、具体的に普天間基地問題に関しては、締め切りがある。『移設先を五月末までに決める』と鳩山政権はいつているのだ。しかし、その先、締め切りのない状態はもう待てない。『日米安保に反対するべきであり、移設は根本的解決にはならない』

*44 知念ウシほか『闘争する境界』未来社、二〇一二年、四四頁。

*45 野村『無意識の植民地主義』、三一頁。

*46 同前、三五頁。

*47 知念ウシほか『沖縄、脱植民地への胎動』未来社、二〇一四年、二四四頁。

*48 知念『シランフナーの暴力』、四七頁。

という人は、自分が当事者であるという自覚をもって沖縄から基地を引き取りながら、日本本土でそう言って、どうぞ反安保をたたかってください。『本土』で安保反対運動がほとんどなくなつたからこそ、沖縄から県外移設要求が出てきたのである⁴⁹。

安保に反対し、日本政府をしてその廃棄に至らしめるまでには相当の時間がかかるし、それまで現状維持しろというのは酷であるのだから、安保廃棄に至る前に、基地を本土へ移設して、沖縄の被害を除去すべきだということになる。さらに本土へ基地移設することで、安保の問題が全国に広がるわけだから、安保の是非を問うきっかけになるだろう、という主張となる。

これは、すでに基地機能の移転で、実証済みの論点である。沖縄の県道一〇四号線越えの実弾砲撃演習というのが、一九九七年以降、大分県の日出生台や北海道矢白別へ移転したが、当然地元では反対運動が起こったが、移転とともに被害は地元だけに押しつけられ、そこから離れた地域では安保の問題は沈静化していった。いったん基地や基地機能を「引き取る」ことによつて、安保の議論が巻き起こるかもしれないが、被害の不均等な配置は、当然そうした議論も不均等なまま忘れ去られることになるだろう。

全国民へ「平等」に負担が回ってくれば、安保の議論も全国化するというのは、机上の空論といえよう。それどころか、いったん「引き取る」行為をおこなつたとたん、その限りで安保「容認」の前提を受け入れることにならざるをえない。アメリカからすれば、痛くもかゆくもない話であつて、基地を「引き取る」ことは安保容認にしかならず、到底そこから安保廃棄の運動など立ち上げることなどはしないだろう⁵⁰。

(4) 移設先をどうするのか

鳩山政権が「普天間」問題で迷走して頓挫したのは、移設先が決まらないままに、「最低でも県外」と公言してしまつたことであつた。このことは、「国外」と「国内」では大きく異なる論点である。「国外移設」を主張する場合、では海兵隊基地をどこへもつていくべきか、という問題は生じるが、しかし「国外」である限り、日本政府の提案する権限を越えた問題となる。しかし、少なくとも、「国内」である限りは、どこに移設するのかは重大な関心事となり、その目途が立たないままに移設を実行することはできない。その移設先が用意できなかったからこそ、同じ「国内」の辺野古へ移設先が無い戻つてきたのである。

高橋哲哉は、対談した目取真俊から「具体的にどこに引き取るんですか」と聞かれ、「すぐに場所の話になります。私はまず、沖縄の米軍基地負担は本土の責任で解消するべきだと責任論をはつきりさせたい。場所は、『引き取らなければならない』という世論があ

*49 前掲『闘争する境界』、一一二～一二三頁。

*50 安保を「容認」するなら、「基地を引き取ることになりすよ」「それが嫌なら、安保を廃止しましょう」という逆説としてなされる議論と、積極的な基地「引き取り」論はやはり異なるといえるのではなからうか。

る程度熟した段階で具体的に議論すべきです」⁵¹という。

「国内」への移設をいう場合に、その前段階として全国的に均等に「引き取る」という世論が熟した後で、具体的な移設候補地を決めるなどという基地移設がありえるだろうか。それこそ無責任な棚上げ論としか思えない。現在の問題は「普天間」基地の辺野古への移設が焦眉の課題となっている局面で、抽象的な世論の成熟を先行させるというのが、高橋の「県外移設」論の本質である。

このような本土日本人側からの「引き取り」論が出る以前は、野村によれば、『沖縄人にだけ米軍基地の負担を押しつけるのではなく全国民で平等に負担しよう』と真剣に主張し運動する日本人はほとんど皆無⁵²だった。けれども、唯一その例外は池澤夏樹であるとして、一九九八年に池澤が鹿児島島の無人島・馬毛島を移設候補地に挙げていたことを指摘するが、「だが、池澤は、その後このような主張をしなくなった」⁵³とする。しかし、池澤は現在でも、この馬毛島案を主張しているようだ。池澤は、この他にも北海道「苦東」地域や別海町矢白別も「如何か」と提案する⁵⁴。このコラムの掲載後、偶然にも、翁長知事による馬毛島への視察がおこなわれた(二〇一六年七月一日)。同島への視察は、おおさか維新の会が普天間基地の代替案として提示しているのを受けて実現したようだ(『琉球新報』二〇一六年七月一九日付)。しかし、地元の西之表市や市民団体から「遺憾」の抗議を受けた。翁長知事は地元が「不快感をもつこと」に理解を示しつつ、同島を移設先として考えているわけではないこと、「他の都道府県にもそういったもの(可能性)はあると思う」と述べるにとどまった。

抽象的な「引き取り」論を主張する高橋とは違って、池澤は移設候補地を挙げてはいるが、本気で提案しているとは思えず、地元でそのような運動をしているわけでもない。「ぼくは本土に住むあなたを敢えて挑発しているのだ」などと書いているが、漠然と全国民を「挑発」して基地「引き取り」の実現などできはしないことは自明である。結局のところ、そのような言葉をつむぐだけで、沖縄への贖罪意識が癒され、本土日本人としての罪悪感が解消されるという道徳的満足感のためにおこなう言論にしか聞こえない。

この他に、知念ウシは、次のようにいう。
「どうぞ日本本土へ。鳩山首相は他の四十六都道府県で基地平等分担の住民説明会をやつて下さる」⁵⁵

「安保廃止がすぐに実現できそうにない日本(ヤマトウ)の政治状況のなかで、安保反対派も安保賛成派もともに、『自分たちの場所のどこにどの程度の基地ならもてるか』を話

*51 目取真俊・高橋哲哉対談「ともに行動すれば基地のない沖縄は可能だ」、『AERA』二〇一六年六月二十七日、No.28、一七頁。

*52 野村『無意識の植民地主義』、一八頁。

*53 同前、一九頁。

*54 池澤「終わりと始まり―沖縄は日本の植民地か―」、『朝日新聞』夕刊、二〇一六年七月六日付。このコラムでは、馬毛島の代替地提案は、一九九七年の『週刊朝日』で書かれたとする。

*55 前掲『闘争する境界』、二七頁。

し合い、実際に沖縄から引き取りながら、安保解体、基地廃絶の道筋をつくっていく、ということだ。これが、沖縄への差別を脱し、同時に憲法9条を実現していく途ではないのか。これは簡単なことではないだろう。しかし、このような努力こそが『日本全国が共有すべき痛み』ではないか^{*56}。

『日本人の責任』イコール自分の在住自治体に引き取る義務だけを意味するとは思いません。政府に『県外移設』を本気で検討しろと要求することもあるでしょう^{*57}。

高橋や池澤とは違って、知念は沖縄側にいるのだから、県外の移設先をどこにするかは日本人の責任で決めて下さい、とにかく沖縄の外に出せばいいんですから、という主張になるのだろう。移設先の地元を説得するのは、日本政府の責任なのだから、沖縄から提案する筋合いではないということかもしれないが、基地を「公平」に各都道府県に負担すべきだと抽象的にいうことと移設先をはっきりさせないということは表裏の関係にある。

地元の合意をえる必要もなく、むしろ「痛み」を感じることで安保廃止に目覚めるのなら、地元が反対しようとも移設すべきであるというのだろうか。このような主張は問題解決に至ることはないし、移設すら具体的に実現しないだろう。

(5)海兵隊をどうするのか

おそらく基地「引き取り」論は、その実質的な安保「容認」論のゆえに、日本全体での基地負担の「平準化」「均等化」を目指すことになるので、論理上は必然的に「全基地撤去」という目標を掲げないことになる。しかし、「平準化」の段階は、安保の廃棄に至る前段階で、基地が平準化されて負担が国民の「痛み」によって問題化し、安保条約の廃止につながるならば、最終的に「全基地撤去」という理想状態が実現すると考えているかもしれない。このような段階論として位置づけた場合に、そもそも今現在焦眉の課題になっている、米軍海兵隊基地「普天間」飛行場の移設問題ということが、たんなる基地の「県外移設」という問題へと矮小化する。つまり、そもそも海兵隊という部隊が、沖縄や日本になぜ存在しているのか、これからも存在する必要があるのか、という問題が抜け落ちてしまうのだ。それゆえ、基地「引き取り」論ではほとんど海兵隊は問題になっていないが、言及があった場合でさえ、次のような知念のように「県外移設」の問題となってしまう。

「現在、在沖米軍の中心的存在を占める海兵隊は沖縄戦直後からずっと沖縄にいるわけではない。当初は日本の岐阜県と山梨県等にあり、一九五〇年代に沖縄に移ってきた。当時、日本では反米軍基地闘争が盛んだったため、政権を維持し、安保を守るために、日米両政府が沖縄に移したようだ。そのさい『沖縄移転反対』の声は日本で起こらなかった」^{*58}

海兵隊の「抑止力」や地政学的位置づけについて言及したとしても、それは沖縄にいる必然性はないという論拠にするだけで、そもそも日本にいる必要があるのかという点は論じようとはしない。

今年六月に発生した、元海兵隊員の軍属による女性暴行殺害事件を受けて、沖縄の世論

*56 前掲『闘争する境界』、四五頁。

*57 前掲『沖縄、脱植民地への胎動』、二二五頁。

*58 知念『シランフナーの暴力』、八八〜八九頁。

には「全基地撤去」という主張が明確なかたちをとって現れた。「即時撤去」なのか、ただの「撤去」なのかといった県民大会のスローガン問題もあるが、海兵隊基地の撤去を県議会ですべて議決するなど、マスコミも含めて、いわば「海兵隊」問題としても、焦点があたってきた。

「全基地撤去」は当然目指すべき最終目標ではあるが、一見ラディカルに思える主張も、現在の焦点である「海兵隊」問題がぼやけてしまうと、辺野古の新基地を阻止し、普天間基地の「固定化」を許さないという闘いが分散してしまう恐れがある。なによりも「海兵隊」を撤退させるためには、日本政府を通じてアメリカ政府と交渉しなければ実現しない。そのようにベクトルが動くよう努力すべきところで、むしろ「県外移設」論は反動的な役割を果たすのではなからうか。

(6)「国外移設」が先ではなく、なぜ「県外移設」が先なのか

鳩山の掲げた公約「最低でも県外」は、先述の通り、「できれば国外に」という枕詞が付いたように、「県外移設」よりも「国外移設」の方がハードルが高いというニュアンスが込められていた。しかし、これは実は自明のことでもなんでもない。たとえば、野村は次のようにいう。

「安保を成立させている現状では、「アメリカ」合州国にその意志がないかぎり、米軍基地の日本国外への撤去は不可能だ。日本政府が、沖縄から日本国外に基地を撤去させるよう合州国と交渉することは可能だが、相当な時間を要する交渉となるだろうし、基地撤去が実現する保証もない。……したがって、『基地の国外撤去まで我慢しろ』などと沖縄人に強制する資格は日本人にはないはずだ。一方、沖縄から日本への米軍基地移転を日本政府が積極的に提起した場合、それに反する正当な根拠を合州国はもたない。なぜなら、安保条約のどこにも基地は沖縄に置かねばならないとは書いていないからだ」⁵⁶。

ここでは、アメリカ政府の「意志」を尊重して、そちらからいつてこない限り不可能だという諦念が前提となり、かりに交渉しても「県外移設」よりも時間がかかるはずだという思い込みがある。さらに、「県外移設」を日本政府が提起した場合、アメリカ側は文句をいわないかのように思い込んでいるが、まずそのようなことはありえないし、安保条約に基づいて、アメリカは都合のよいところに設置するはずだ。そして、重要な点は、アメリカからすれば、「国外」を主張しない限り、移設先は「国内」であり、そこには沖縄も含まれる。そのようにして現在、辺野古が日米で「合意」されてきたのだ。歴代の政府関係者が「県外移設」を追求してきた結果、辺野古への移設が選ばれてしまったという問題の重さを十分に認識しなければならぬのではなからうか。

さらに、「国外」といったとき、海兵隊の再編とセットになり、グアムなどへの移転問題とからんできたことは周知の事実である⁵⁷。基地「引き取り」論者は、不思議なことに、グアムへの移転に反対する。たとえば、知念はこういう。

「しかし私はそれ〔普天間基地のグアム移設〕には反対します。日本に米軍基地を置きた

*59 野村『無意識の植民地主義』、三四頁。

*60 屋良朝博ほか『沖縄と海兵隊』旬報社、二〇一六年、参照。

がっているのは日本人です。ですから、責任を取るべきなのは日本人本人です。なくせるのも日本人自身です。そしてグアムやハワイの島々はなによりも、そのネイティブの人々に属するものです。もしそこが『アメリカの領土』であるから米軍基地が置かれてもいい、というならば、同様な論理で沖繩が『日本の領土』である以上そこに基地を認めてもいい、ということになります」⁶⁰。

この知念のいう「論理」も分かりにくい話である。基地は「植民地」に押しつけていけない、なぜならそこには先住民がいるのだから、という主張は、基地を配備するのは「差別」のないあり方でおこなうべきであるという主張が隠されている。「植民地」ではない日本本土のどこかに移設するのは、「差別」ではなく、日本人自らが招いた不幸だから自業自得であるとなるだろうか。グアムはだめだけれど、米本国はいいとでもいうのだろうか。アメリカ本国とは、まさにネイティブが暮らしていた植民地ではなかったか。

グアムという「国外」へ移設すべきかどうかは、アメリカの国内で問題にすべきであつて、海兵隊「普天間」飛行場を「国外」のどこが適切なのかは、それこそアメリカ自身の問題であろう。

おわりに——「本土の沖繩化」という言葉

かつて沖繩の日本「復帰」が問題になっていた一九六〇年代後半、「本土の沖繩化」という言葉が使われていた。このような言葉が、一九九六年以降の沖繩にあつた一部の基地機能が、本土へ移転するなかで、新たに使われ始めているという。日本本土へ、沖繩にある米軍基地機能が移転することを「本土の沖繩化」というのであれば、「県外移設」論は、「本土の沖繩化」を求めるというのか、という批判にたいして、基地「引き取り」論はどう応えるのか。高橋哲哉は、そのような批判は「的外れ」⁶¹であり、「県外移設は『本土の沖繩化』ではないし、ありえない」⁶²。なぜなら「在日米軍基地の七割以上が集中する沖繩の全基地を『本土』に移設したとしても、現在の沖繩のようになることはありえないからである」(同前)という。

この反論はちよつと「的外れ」ではなからうか。高橋によれば、基地「引き取り」は均等に各都道府県に割り振られるならば、約四%の負担にしかならないから、そもそも沖繩県の七四%の負担と比べるべくもない、といたいのかもしれないが、まずその想定がありえないことであると同時に、そもそもそのような意味で「本土の沖繩化」という言葉は

*61 知念『シランフナーの暴力』五三頁。知念のパートナーであるダグラス・ラミスも同様のことを述べている。「ただ残念ながら、グアムも植民地で、先住民もいるんだから、その先住民も米軍がたくさん来るといふことは非常にづらいことだと思ひます。だから、グアムに行けばいいのではなく、もうちよつと先住民のことを考えてから発言した方がいいと思ひます」(ラミス『要石・沖繩と憲法9条』晶文社、二〇一〇年、一九八頁)。

*62 高橋『沖繩の米軍基地』、一一五頁。

*63 同前、一一八頁。

使われていないだろう。すでに指摘したように、基地負担というのは不均等に押しつけられるものである以上、そのような事態を沖縄に強要しているわけで、この言葉はそうした不均等で強制的な基地配備が、日本本土のさまざまなところで発生するということを表現していると思われる。その意味でいえば、基地「引き取り」論は、「本土の沖縄化」を推進する議論にしなければならないのは当然である。

だからといって、「本土の沖縄化」という表現を本土の側が使っていいかどうかは、また別問題である。大江健三郎も指摘しているように、論点は二つある。一つは、高橋が見落としているように、『『本土の沖縄化』』という言葉が、その発し手を離れ独立して、受け手の想像力にくいこむとき、それは自然ななりゆきとして、いったいどのようなイメージおよびその実体の、連鎖をつくりだすだろうか？^{*64} とする点だ。つまり、この言葉は、実はさまざまな意味合いを引き起こす曖昧な表現であるということなのだ。もちろん「沖縄の米軍基地の密度は本土にくらべてはるかに濃い」（同前）という意味でもとれるし、同時に沖縄で米軍が「自由に」行動し、つねに住民が危険にさらされるような事態が本土で再現されるかもしれない、というイメージも指摘している。また、たとえば、中野好夫は、「核つき自由使用による施政権の返還、それはやがて沖縄をふくめての本土の沖縄化、非核保有大原則の崩壊を意味するものになる公算がきわめて大きい」^{*65}と書いている。中野からすると、占領期の沖縄のように核兵器や毒ガスを「自由に」貯蔵し、いざとなれば使用する準備を整えていることが、本土復帰によってそのまま基地ごと日本に戻るとすると、なし崩し的に非核三原則が崩壊するという危惧のもとで発言されている。

もう一つの論点は、「そのような沖縄に、これまで効果的な反対をすることができなかった本土の日本人が、そのような沖縄化の本土におとずれることに反対する、という論点に移るまえに、当然もう一段階あるべきなのであり、それはまず、そのような沖縄の現状をうち壊すことこそが、正面にすえてめざされるべき課題でなければならぬのではなかったか」^{*66}という点だ。つまり、「本土の沖縄化」に反対するという言い方で、実際には沖縄の現状を改革することをないがしろにしてはいないか、という疑問なのであった。そこに大江は、本土の日本人の「エゴイズム」^{*67}を指摘した。

大江とは別に、ほぼ同時期に、この言葉にたいする疑義を呈した文学者がいた。中野重治である。中野は、『『本土の沖縄化』』という言い方の件（一九七〇年二月）という文章でいう。

「第二大戦、太平洋戦争における日本列島の苦痛をば、万人が知るように日本政府は最後に沖縄に皺よせした。皺よせは沖縄県民に類なく残酷なものだった。敗戦後、日本政府はひきつづいてそれをして今日に来た。……そういう、そこへと戦中戦後一貫して苦痛と

*64 大江健三郎「苦が世」一九六九年十一月、大江健三郎同時代論集4『沖縄経験』、岩波書店、一九八一年、一六四頁。

*65 中野好夫「沖縄返還を実現するために」一九六八年七月、『沖縄と私』時事通信社、一九七二年、一四七頁。

*66 大江『沖縄経験』、一六五頁。

*67 同前、一六六頁。この点は、高橋の指摘するとおりである。

犠牲とが強制的に皺よせされ、それによって『本土』がいくらからかでも具体的に心理的にもラクをしてきた無念な状態、その状態をこのままいくらでも続けたいという『潜在意識なしにこのたびのこと「復帰」をどうして『本土の沖縄化』などと冗談にしろ呼べるだろうか』⁶⁸としている。なぜなら「そこに『本土』の、『本土人』どもの、沖縄と沖縄びとたちとにたいする或る『ないがしろ』扱いがある」⁶⁹からなのであった。

この中野の文章にたいして、「倫理感と潔癖さにあふれた美しい文章であった」と評したのは、沖縄文学者の岡本恵徳である。岡本は『やさしい沖縄人』ということ（一九七二年五月）のなかで次のようにいう。

「それは本土に生きる知識人の言葉として美しいのであり、沖縄に住むぼくたちにとっては、それとは逆に『本土の沖縄化に反対』することこそ、正しいのである」⁷⁰。

「沖縄に住む人間が、『本土の沖縄化に反対』することは、みずからの担っている過酷な状況を拒否するとともに、そのことを通してみずから以外の本土の誰かが、みずからの担っていると同様の過酷を担わされることに反対することを意味するのであって、したがって沖縄に住むぼくたちにとっては、『本土の沖縄化に反対』し続けなければならなかったし、反対し続けてきたはずである」（同前）。

「核抜き本土並み」などと喧伝され、実際は裏切られた沖縄の現状をまず変えていくこと、それは「県外移設」によって実現可能ではないことを、むしろ「県外移設」を求めることが、基地問題の解決への道を閉ざすことを議論していかなければならないのではないだろうか。

*68 『中野重治全集』第二四巻、筑摩書房定本版、一九九八年、四七〇頁。

*69 中野重治『わが生涯と文学』筑摩書房、一九七九年、二四九頁。

*70 岡本恵徳『「沖縄」に生きる思想』未来社、二〇〇七年、七六〜七七頁。